



医政医発 1101 第 2 号
医政齒発 1101 第 1 号
薬生総発 1101 第 2 号
令和 4 年 11 月 1 日

公益社団法人 日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

令和 4 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出を実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、令和 4 年の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については、オンラインによる届出が可能となります。

オンラインによる届出は、厚生労働省が令和 4 年度に構築する医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、操作マニュアル、届出様式等については、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryojuji-sha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じ、その他の医師、歯科医師及び薬剤師に対しては保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

記

- 1 届出義務のある者 日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師（休業中を含む）
- 2 届出事項 令和4年12月31日現在の別紙各届出票に係る事項
- 3 届出方法・届出先 次のいずれかによる方法
 - ① オンラインによる届出
 - i) 医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師のみが選択可能
※ 医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師、歯科医師及び薬剤師が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。
 - ii) 医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。
 - ② 紙媒体による届出
 - i) オンラインによる届出が困難な医師、歯科医師及び薬剤師や、医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師が選択する方法
 - ii) 医療機関等、保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う。
- 4 届出の期限 令和5年1月16日（月）

(令和 年12月31日現在)

(1) 住所	〒 -	
	都道府県 市区町村	
ふりがな		電 話 (-)
(2) 氏名		
メールアドレス	※本票出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○をつけること。 同意しない場合	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 医籍登録番号	第 号	(6) 医籍登録年月日 1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（1つ） 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（1つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 (医療機関附属の病院を除く.)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医療機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者
	「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ、勤務の場合は0.5日としてカウントする。	
	「宿直・日直回数」は、今年度11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続で行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。	
	(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)	
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 (-)	
所 在 地	〒 -	
	都道府県 市区町村	
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び08～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
就 業 形 態	1 常勤 2 非常勤 [※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。]	
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他	
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 (-)	
所 在 地	〒 -	
	都道府県 市区町村	
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0 11月の宿直・日直回数(回/月) 0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	
従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)	

裏面へ続く

(10) 従事する診療科名等		(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。														
従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。		I			II			III			主たる診療科名の番号(1つ)					
		01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 脳神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科		10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科		
		13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)		22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科		
		25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科		34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科		
		37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	40 集中治療科	41 臨床研修医	42 全科									
V		43 その他()														
(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数区域経験認定医師		医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)及び医師少数区域経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。														
取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。 ※01, 18, 19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格		I			II			III			IV					
		01 内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医			
		13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医	18 臨床検査専門医	19 総合診療専門医	20 総合内科専門医	21 呼吸器専門医	22 循環器専門医	23 消化器病専門医	24 腎臓専門医	25 肝臓専門医		
		26 神経内科専門医	27 糖尿病専門医	28 内分泌代謝科専門医	29 血液専門医	30 アレルギー専門医	31 リウマチ専門医	32 感染症専門医	33 心療内科専門医	34 呼吸器外科専門医	35 心臓血管外科専門医	36 乳腺専門医	37 気管食道科専門医	38 消化器外科専門医	39 小児外科専門医	
		40 超音波専門医	41 細胞診専門医	42 透視専門医	43 老年病専門医	44 消化器内視鏡専門医	45 臨床遺伝専門医	46 漢方専門医	47 レーザー専門医	48 気管支鏡専門医	49 核医学専門医	50 大腸肛門病専門医	51 婦人科腫瘍専門医	52 ペインクリニック専門医	53 熱傷専門医	54 脳血管内治療専門医
		55 がん薬物療法専門医			56 周産期(新生児)専門医			57 生殖医療専門医			58 小児神経専門医			59 一般病院連携精神医学専門医		
(12) 分娩の取扱いの有無(過去2年以内の実績)		1 分娩の取扱いあり			2 分娩の取扱いなし			(13) 出身地			都道府県			外国		
(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等		大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。														
医学課程を修めた外国の医学校のある国医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。		国立			公立			私立・大学校・外国医学校・その他								
		01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学			
		13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学			
		25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学			
		37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学	41 鹿児島大学	42 琉球大学	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学	47 京都府立医科大学	48 大阪公立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学	
		51 岩手医科大学			52 東北医科薬科大学			53 自治医科大学			54 獨協医科大学					
		55 埼玉医科大学			56 国際医療福祉大学			57 杏林大学			58 慶應義塾大学					
		59 順天堂大学			60 昭和大学			61 帝京大学			62 東京医科大学					
		63 東京慈恵会医科大学			64 東京女子医科大学			65 東邦大学			66 日本大学					
		67 日本医科大学			68 北里大学			69 聖マリアンナ医科大学			70 東海大学					
		71 金沢医科大学			72 愛知医科大学			73 藤田医科大学			74 大阪医科薬科大学					
		75 関西医科大学			76 近畿大学			77 兵庫医科大学			78 川崎医科大学					
		79 久留米大学			80 福岡大学			81 産業医科大学			82 防衛医科大学校					
		83 外国の医学校			84 その他											
(15) 地域枠等		(14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。														
該当がある場合記入すること。(該当がない場合記入不要)		1 従事要件あり			要件となる従事年数			年			従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。					
		2 従事要件なし			要件となる従事場所			都道府県			その他					
		奨学金貸与元			1 都道府県			2 大学			3 その他					
		選抜方式			1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜)			2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)								
(16) 本局出票の活用に対する確認		各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本局出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。														
(17) 備考																

歯科医師届出票

(令和 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 -		都府 道県	市 郡	区	町 村
ふりがな						電 話
(2) 氏 名						(- -)
メールアドレス						
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合						
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女		(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月 日
(5) 歯科医籍登録番号	第		号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別						
回答欄	施設の種別		業 務 の 種 別			
01～18のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ)	診療所		01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者			
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者			
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)		05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教育、教員、その他)			
	介護老人保健施設		10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者			
	介護医療院		12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者			
	上記以外の施設		14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者			
	その他		17 その他の業務の従事者 18 無職の者			
(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)						
ふりがな						電 話
名 称						代表電話 (- -)
所 在 地	〒 -					都 道 府 県
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)						
就 業 形 態	1 常勤		2 非常勤		※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
主たる業務内容	1 診療		2 教育・研究		3 管理 4 その他	
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業		2 育児休業		3 介護休業	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)						
ふりがな						電 話
名 称						代表電話 (- -)
所 在 地	〒 -					都 道 府 県

裏面へ続く

(10) 従事する診療科名等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)																																																	
(11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。 <table border="1" data-bbox="402 571 1444 656"> <tr> <td>1 口腔外科専門医</td> <td>2 歯周病専門医</td> <td>3 歯科麻酔専門医</td> </tr> <tr> <td>4 小児歯科専門医</td> <td>5 歯科放射線専門医</td> <td></td> </tr> </table>		1 口腔外科専門医	2 歯周病専門医	3 歯科麻酔専門医	4 小児歯科専門医	5 歯科放射線専門医																																											
1 口腔外科専門医	2 歯周病専門医	3 歯科麻酔専門医																																																
4 小児歯科専門医	5 歯科放射線専門医																																																	
(12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">国立 公立 私立・外国歯学校</td> <td>01 北海道大学</td> <td>02 東北大学</td> <td>03 東京医科歯科大学</td> <td>04 新潟大学</td> <td>05 大阪大学</td> </tr> <tr> <td>06 岡山大学</td> <td>07 広島大学</td> <td>08 徳島大学</td> <td>09 九州大学</td> <td>10 長崎大学</td> </tr> <tr> <td>11 鹿児島大学</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 九州歯科大学</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 北海道医療大学</td> <td>14 岩手医科大学</td> <td>15 奥羽大学</td> <td>16 明海大学</td> <td>17 東京歯科大学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18 昭和大学</td> <td>19 日本大学</td> <td>20 日本大学(松戸歯学部)</td> <td>21 日本歯科大学(生命歯学部)</td> <td>22 日本歯科大学(新潟生命歯学部)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23 神奈川歯科大学</td> <td>24 鶴見大学</td> <td>25 松本歯科大学</td> <td>26 朝日大学</td> <td>27 愛知学院大学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28 大阪歯科大学</td> <td>29 福岡歯科大学(口腔歯学部)</td> <td>30 外国の歯学校</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		国立 公立 私立・外国歯学校	01 北海道大学	02 東北大学	03 東京医科歯科大学	04 新潟大学	05 大阪大学	06 岡山大学	07 広島大学	08 徳島大学	09 九州大学	10 長崎大学	11 鹿児島大学							12 九州歯科大学							13 北海道医療大学	14 岩手医科大学	15 奥羽大学	16 明海大学	17 東京歯科大学		18 昭和大学	19 日本大学	20 日本大学(松戸歯学部)	21 日本歯科大学(生命歯学部)	22 日本歯科大学(新潟生命歯学部)		23 神奈川歯科大学	24 鶴見大学	25 松本歯科大学	26 朝日大学	27 愛知学院大学		28 大阪歯科大学	29 福岡歯科大学(口腔歯学部)	30 外国の歯学校		
国立 公立 私立・外国歯学校	01 北海道大学	02 東北大学		03 東京医科歯科大学	04 新潟大学	05 大阪大学																																												
	06 岡山大学	07 広島大学		08 徳島大学	09 九州大学	10 長崎大学																																												
	11 鹿児島大学																																																	
	12 九州歯科大学																																																	
	13 北海道医療大学	14 岩手医科大学	15 奥羽大学	16 明海大学	17 東京歯科大学																																													
	18 昭和大学	19 日本大学	20 日本大学(松戸歯学部)	21 日本歯科大学(生命歯学部)	22 日本歯科大学(新潟生命歯学部)																																													
	23 神奈川歯科大学	24 鶴見大学	25 松本歯科大学	26 朝日大学	27 愛知学院大学																																													
	28 大阪歯科大学	29 福岡歯科大学(口腔歯学部)	30 外国の歯学校																																															
(13) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。) 都道府県 [] ・ 外国																																																	
(14) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 <table border="1" data-bbox="1236 1102 1396 1193"> <tr> <td>同意しない場合</td> </tr> </table>		同意しない場合																																															
同意しない場合																																																		
(15) 備考																																																		

提出期限 翌年1月15日

薬剤師届出票

(令和 年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 -	
	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
ふ り が な	電 話	
(2) 氏 名	(- -)	
メールアドレス		
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。 同意しない場合		
(3) 性 別	1 男 2 女	(4) 生 年 月 日
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 日 年 月 日
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 主 に 従 事 し て い る 施 設 及 び 業 務 の 種 別 業務の種別の01～19のうち1つを○で囲むこと。	施設の種別	業 務 の 種 別
	薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者
	大学	11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者
	従 事 先 (8)及び(9)は、(7)欄の01～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。)	
ふ り が な	電 話	
(8) 名 称	代表電話 (- -)	
(9) 所 在 地	〒 -	
	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
(10)及び(11)は、(7)欄の01～11及び13～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。)		
(10) 就 業 形 態 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 1 常勤（勤務時間32時間以上） 2 非常勤（8時間未満） 3 非常勤（8時間～16時間未満） 4 非常勤（16時間～24時間未満） 5 非常勤（24時間～32時間未満）	
(11) 休 業 の 取 得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(12) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学 02 東北大学 03 千葉大学 04 東京大学 05 富山大学 06 金沢大学 07 京都大学 08 大阪大学 09 岡山大学 10 広島大学 11 徳島大学 12 九州大学 13 長崎大学 14 熊本大学
	公立	15 岐阜薬科大学 16 静岡県立大学 17 名古屋市立大学
	私立	18 北海道医療大学 19 北海道科学大学 20 青森大学 21 岩手医科大学 22 東北医科薬科大学 23 医療創生大学 24 奥羽大学 25 国際医療福祉大学 26 高崎健康福祉大学 27 城西大学 28 日本薬科大学 29 城西国際大学 30 千葉科学大学 31 帝京平成大学 32 東京理科大学 33 東邦大学 34 日本大学 35 北里大学 36 慶應義塾大学 37 昭和大学 38 昭和薬科大学 39 東京薬科大学 40 星薬科大学 41 武蔵野大学 42 明治薬科大学 43 帝京大学 44 横浜薬科大学 45 新潟薬科大学 46 北陸大学 47 愛知学院大学 48 金城学院大学 49 名城大学 50 鈴鹿医療科学大学 51 京都薬科大学 52 同志社女子大学 53 立命館大学 54 大阪大谷大学 55 大阪医科薬科大学 56 近畿大学 57 摂南大学 58 神戸学院大学 59 神戸薬科大学 60 兵庫医療大学 61 姫路獨協大学 62 武庫川女子大学 63 就実大学 64 広島国際大学 65 福山大学 66 安田女子大学 67 徳島文理大学 68 松山大学 69 第一薬科大学 70 福岡大学 71 長崎国際大学 72 崇城大学 73 九州保健福祉大学 74 外国の薬学校
	外国薬学校	
(13) 出 身 地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)	
	都道府県	外国
(14) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
(15) 備 考		

提出期限 翌年1月15日

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、都道府県・保健所等からの届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和4年12月31日現在における業務従事状況等を、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の方の三師届については、令和6年度からオンライン届出が可能になる予定です。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

